Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王鋭 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

序文

中国は2008年の「企業所得税法」において一般租税回避防止条項を導入した。一般租税回避防止は中国にとって新しい概念であり，現在，「企業所得税法」及びその実施細則，「特別納税調整実施弁法（試行）」等の法律法規により一般租税回避防止管理原則を規定しているが，各地の税務局における執行基準としての規範的な管理弁法は存在していなかった。中国税務機関は，過去6年間の一般租税回避防止に対する経験を踏まえ，管理弁法制定の必要性を認識した。そのため，一般租税回避防止における詳細なガイドラインを提供し，透明・統一・公平な管理体制を構築するために，以下の「一般租税回避防止管理弁法（試行）」を発布した。

☆一般租税回避防止管理弁法（試行）（国家税務総局令第32号，2014年12月2日発布，2015年2月1日施行）

2014年11月25日に行われた国家税務総局2014年度第3回局務会議の審査を経て，《一般租税回避防止管理弁法（試行）》が2015年2月1日より施行されることとなったことを，ここに通知する。

国家税務総局局長 王軍
2014年12月2日

一般租税回避防止管理弁法（試行）

第一章 総則

第一条 一般租税回避防止管理を規範化するために，《中華人民共和国企業所得税法》（以下，企業所得税法）及びその実施条例，《中華人民共和国税収管理法》（以下，税収管理法）及びその実施細則にもとづき，本弁法を制定する。

第二条 本弁法は，税務機関が企業所得税法第四十七条，企業所得税法実施条例第一百二十条の規定を適用し，合理的な事業目的を有さず，税務メリットを得る目的で行われる企業の租税回避行為に対して，特別納税調整を実施する際に適用されるものである。
下記の状況に対しては，本弁法は適用されない。
（一） クロスボーダーの取引及び支払と無関係な取引
（二） 租税の不納付，追徴課税の不納付，脱税，納税拒否及び発票偽造発行等の納税に関する違法行為。

第三条 税務メリットとは，企業所得税の額を減少，免除もしくは納税時期を遅延させることを意味する。

第四条 租税回避行為には以下の特徴がある。
（一） 税務メリットを得る事を唯一の，もしくは主な目的とする。
（二） 形式的には税法規定に反するものではないが，経済的・実質的には不自然な取引で税務メリットを得ている。

第五条 税務機関は，合理的な事業目的及び経済実質的に類似する取引を基準として，実質主義により特別納税調整を行う。調整方法には以下が含まれる。
（一） 実施された一連の取引もしくは一部の取引について，再定義を行う。
（二） 税務上，取引先の存在を否認する，もしくは取引先とその他の取引先を同一者とみなす。
（三） 関連する所得，控除，優遇税制，外国税額控除等について再定義し，もしくは取引当事者間での配分（適用）状況について再調整を行う。
（四） その他合理的な方法

第六条 企業の行為が，移転価格，コストシェアリング，タックスヘイブン，過少資本等のその他特別納税調整の範囲に含まれるものである場合，当該その他の特別納税調整関連規定を優先適用する。
企業の行為が，受益者や特典制限等，租税条約の適用範囲に属するものである場合，当該租税条約の関連規定を優先適用する。

第二章 立案

第七条 各級税務機関は，業務実施状況を共有し，各種データ（例えば，企業所得税確定申告，納税評価，同期資料管理，国外支払税務管理，株式譲渡取引管理，租税条約の執行等）を活用する事により，一般租税回避行為を適時に発見する。

第八条 主管税務機関が租税回避の疑いを発見した場合，省，自治区，直轄市及び計画単列市（以下，省）の税務機関に報告し，その承認を得た後，税務総局に立案を申請する。

第九条 省税務機関は，税務総局の立案に関する審査意見を主管税務機関に報告する。税務総局が立案を承認すれば，主管税務機関は一般租税回避防止に関する税務調査を行う。

第三章 調査

第十条 主管税務機関が一般租税回避防止に関する調査を実施する際は，調査対象企業に対して《税務検査通知書》を送付することを要する。

第十一条 調査対象企業が，当該行為を本弁法における租税回避行為に属するものではないと主張する場合，《税務検査通知書》を受領した日から60日以内に，下記の資料を提出することを要する。
（一） 取引行為の背景に関する資料
（二） 取引行為に関する事業目的等の説明文書
（三） 取引行為に関する社内意思決定資料及び管理資料（董事会決議，議事録，電子メール等）
（四） 取引行為に関連する詳細な取引資料（契約書，覚書，領収書等）
（五） 取引先との通信記録
（六） 取引行為が租税回避行為に属さないことを証明するに足るその他の資料
（七） 税務機関が必要とみなすその他の資料
企業が特別な状況により期日までに資料を提出できない場合，主管税務機関に対して書面による延期の申請を行うことができる。当該申請が認められる場合，資料の提出期限を延期する事が可能であるが，延期期間は30日を超えないものとする。主管税務機関は，企業から延期申請の書面を受領した日から15日以内に，書面で返答することを要する。15日を過ぎても返答が無い場合，税務機関は延期申請に同意したものとみなす。

第十二条 企業が資料の提出を拒絶する場合，主管税務機関は，税収管理法第三十五条の規定により納税額の認定を行う事ができる。

第十三条 主管税務機関は，一般租税回避防止に関する調査を行う際，組織再編行為に関わる単位もしくは個人（以下，相手方）に対して，関連資料及び証明資料の提出を要求する事ができる。

第十四条 一般租税回避防止に関する調査が，相手方，関係者及び調査に関係するその他の企業に対する資料請求に及ぶ場合，主管税務機関は，《税務事項通知書》を送付しなければならない。

第十五条 主管税務機関が，調査対象企業，相手方，関係者及び調査に関係するその他の企業に提出した資料を審査する場合，現場調査，書面調査，公開情報との照合等の方式を採用する事ができる。外国からの資料を必要とするものは，情報交換規定に沿った手続きを実施するか，もしくは在外公館を通して調査関連情報を収集する事ができる。国外関連者に関する資料については，主管税務機関は，対象企業に対して公証機関の証明を要求することができる。

第四章 結審

第十六条 主管税務機関は，調査過程で取得した関連資料をもとに，税務総局による立案承認の日から9ヶ月以内に審査を行う。当該期間で，主管税務機関は，企業による租税回

Topics

Topics

避行為の有無に対する総合的な判断を行い，案件について更正不要と判断するか，または暫定的調整案に関する意見及びその理由を省税務機関に報告する。省税務機関の審査を経た後に，主管税務機関は，税務総局に対して結審の申請を行う。

第十七条　主管税務機関は，税務総局の結審に関する意見をもとに，以下の状況に応じた処理を行う。

（一）　更正不要という判断に承認を得た場合，調査対象企業に対して《特別納税調査結論通知書》を発行する。

（二）　暫定的調整案に承認を得た場合，調査対象企業に対して《特別納税調査暫定調整通知書》を発行する。

（三）　税務総局と意見が異なる場合，税務総局の意見に従って修正した後，再度審査申請を行う。

調査対象企業が《特別納税調査暫定調整通知書》を受領した日から７日以内に異議を申し出ない場合，主管税務機関は，《特別納税調査調整通知書》を発行する。

調査対象企業が，《特別納税調査暫定調整通知書》を受領した日から７日以内に異議を申し出，主管税務機関が当該異議を否決した場合，主管税務機関は，調査対象企業の異議及び否決理由を省税務機関に報告し，その審査を経た後に，税務総局に対して再度の結審を申請する。

調査対象企業が《特別納税調査暫定調整通知書》を受領した日から７日以内に異議を申し出，主管税務機関が調整方法の修正を必要と判断した場合，主管税務機関は，調査対象企業の異議及び修正後の調整案を省税務機関に報告し，その審査を経た後に，税務総局に対して再度の結審を申請する。

第十八条　主管税務機関は，税務総局による企業の異議申立に対する審査意見をもとに，以下の状況に応じた処理を行う。

（一）　企業の異議を否決する事に承認を得た場合，調査対象企業に対して《特別納税調査調整通知書》を発行する。

（二）　修正後の調整法案について承認を得た場合，調査対象企業に対して《特別納税調査調整通知書》を発行する。

（三）　税務総局と意見が異なる場合，税務総局の意見に従って修正した後，再度審査申請を行う。

第五章　紛争処理

第十九条　調査対象企業が，主管税務機関が下した一般租税回避防止に関する調整に同意しない場合，関連する法律法規の規定に従って，法律的救済を申請することができる。

第二十条　主管税務機関が下した一般租税回避防止に関する調整案により国内で二重課税となった場合，税務総局が組織を統一して解決に協力する。

第二十一条　調査対象企業が，中国税務機関の下した一般租税回避防止調整により国際的二重課税が発生した，もしくは租税条約に違反した徴税であると認識する場合，租税条約およびその関連規定に従って，相互協議の申請を行う事ができる。

第六章　附則

第二十二条　本弁法は2015年２月１日から施行される。2015年２月１日までに税務機関が結審していない租税回避行為に関する案件は，本弁法が適用される。

※本記事は，中国政府，国家税務総局及び地方税務局が発布した法律，政令及び通達に関して，中税諮詢集団（以下，「ＣＴＡＣ」といいます。）が作成・和訳したものを，ノベル国際コンサルティング（以下，「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので，記事中の見解や意見は著者個人のものであり，内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また，ＣＴＡＣ及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

domestic news Topics

◈日本版“出国税”，電子商取引の消費税課税などを手当

与党「平成27年度税制改正大綱」

自由民主党・公明党の連立与党は，昨年12月30日，「平成27年度税制改正大綱」を取りまとめ公表した。

法人税率引き下げと課税ベース拡大を段階的に手当てするほか，平成29年４月の消費税率10％への引上げを明記するとともに軽減税率については「平成29年度からの導入を目指す」こととしている。

国際課税関係では，個人富裕層の出国時に保有金融資産の含み益に課税する日本版“出国税”――「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（出国時特例）が創設される。「平成27年７月１日以後の国外転出」から適用することとし，国外で譲渡等を行わずに帰国するケースなどを対象に，救済措置として，一定要件の下，課税の取り消しや納税猶予を適用することとしている。

外国事業者による国境を超える役務提供に係る消費税課税の適正化（内外判定の見直し）では，対象取引を「電子書籍・音楽・広告の配信等の電気回線を介して行われる役務の提供」である「電気通信の役務の提供」に限定したうえで，事業者間（B to B）取引では提供を受ける国内事業者による「リバースチャージ方式」による納税が義務付けられるほか，所要の整備が講じられている。これらは「平成27年10月１日」からの適用となる。

消費税関係では，基準期間を有する外国芸能人・スポーツ選手の役務提供についても，提供を受ける事業者によるリバースチャージ方式を「平成28年４月１日以後の役務提供」から導入することとしている他，外国人旅行者に係る免税制度の拡充も行われる。

また，タックスヘイブン対策税制（TH税制）では，現行のトリガー税率である「20％以下」を「20％未満」に改めるほか，適用除外申告が行われていないケースにつき，税務署長が「やむを得ない事情」があると認めた場合，適用除外とする“宥恕規定”が新設される。現行法では，文理上，「確定申告時に適用除外申告書が提出され関連資料が保存されている場合に限り」適用除外を認めることとしているが，今回の宥恕規定の新設は納税者にとって朗報といえよう。これらのTH税制関係の改正は「TH子会社の平成27年４月１日以後開始事業年度」から適用される。

◈日本税理士会連合会が賀詞交歓会を開催

日本税理士会連合会（池田隼啓会長・写真）は，１月８日，都内で恒例の賀詞交歓会を開催した。当日は，政官界，関係諸団体などから来賓多数が来場し盛況だった。

池田会長は，日税連をはじめ15カ国・地域の税務専門家の21団体が加盟しているアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）が昨年開催した台北会議で本年１月から会長に選出されている。今秋，10月には大阪で同会議が開催予定である。